

鴻巣行田北本環境資源組合
新ごみ処理施設整備及び運営事業に係る
事業者選定アドバイザー業務委託

仕 様 書

平成29年7月

鴻巣行田北本環境資源組合

第 1 章 総 則

1. 業務の目的

鴻巣市、行田市及び北本市（以下「構成市」という。）では、一般廃棄物における可燃ごみを小針クリーンセンター、埼玉中部環境センターの 2 箇所で処理している。しかしながら、各施設とも経年劣化による老朽化が進んでいることから、平成 26 年 4 月に構成市を鴻巣市、行田市及び北本市とし、名称を「鴻巣行田北本環境資源組合（以下「本組合」という。）」に定め、新たなごみ処理施設等の整備を推進しているところである。

本組合では、平成 28 年度「鴻巣行田北本環境資源組合施設整備基本計画」の策定及び「P F I 等導入可能性調査」の実施により、施設整備及び運営は、D B O 方式により事業を推進することとした。なお、本業務は、この新たなごみ処理施設等整備の推進に資することを目的とし、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）」に準じて実施するものとする。

2. 委託業務名

鴻巣行田北本環境資源組合新ごみ処理施設整備及び運営事業に係る事業者選定アドバイザー業務委託

3. 業務の履行期間

本業務の履行期間は次のとおりとする。

自 契約締結日

至 平成 3 3 年 3 月 1 5 日

4. 対象事業の概要

(1) 対象事業の計画地

鴻巣市郷地字魔王 1 9 3 9 番 1 他

(2) 対象施設

① 熱回収施設（可燃ごみ処理施設）

・ 処理能力：約 249t／日（124.5t／日×2 炉）

・ 処理方式：以下の 6 方式のいずれか

焼却方式（ストーカ式）＋灰溶融
焼却方式（ストーカ式）
焼却方式（流動床式）
ガス化溶融方式（シャフト炉式）

ガス化溶融方式（流動床式）
ガス化溶融方式（キルン式）

- ② 不燃・粗大ごみ処理施設
 - ・処理能力：約 25t／日
 （不燃ごみ 16t/日×1 系列、粗大ごみ 9t/日×1 系列）
- ③ プラスチック資源化施設
 - ・処理能力：約 17t／日（1 系列）
- ④ ストックヤード
 - ・施設規模：約 1,000 m²（保管面積）
- ⑤ 余熱利用施設
 - 施設規模及び整備内容は本業務の中で検討・決定する。

※ なお、対象施設の処理能力等については、今後、施設整備の実施方針を策定する中で精査し、決定することとする。

5. 提出書類

- (1) 受注者は、規定の期日までに、発注者の定める様式により、必要な書類を提出すること。
- (2) 関係書類は、監督員の点検を受けられるよう、常に整備しておくこと。
- (3) 受注者は、業務着手前に管理技術者等通知書を発注者に提出し、管理技術者、照査技術者及び一級建築士について承認を受けること。
- (4) 受注者は、契約後、速やかに次の事項を記載した業務計画書を発注者に提出し、承認を受けること。
 - ア 業務概要 イ 実施方針 ウ 業務工程 エ 業務組織計画
 - オ 打ち合わせ計画 カ 成果品の内容及び部数 キ 使用する主な図書及び基準
 - ク 連絡体制 ケ その他

6. 関係機関との協議

受注者は、必要に応じ、関係機関との協議に出席するとともに、説明資料の作成を行うこと。

7. 資料の貸与

業務の実施に当たり、必要な資料の収集、調査等は原則として受注者が行うが、発注者が保有する資料については、貸与する。受注者は、貸与を受けた資料のリストを提出し、業務完了後、速やかに返却するものとする。

8. 検査

受注者は、各年度末及び業務完了に際し、成果品について、発注者の検査を受けるものとする。

なお、検査完了後であっても、成果品に不備が発見された場合、受注者の負担と責任において、これを訂正すること。

9. 打合せ及び議事録

受注者は、受託業務の目的を達成するため、受託期間中必要に応じて本組合との打合せを行うものとする。なお、受注者は、打合せ事項及びその内容を記録し、本組合に提出するものとする。

10. 秘密保持と中立性の義務

受注者は、業務の履行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならず、かつ、他の目的に使用してはならない。契約終了後も同様とする。

また、コンサルタントとして、中立性を遵守しなければならない。

11. 関係法令等の遵守

受注者は、本業務の遂行に当たり、次の関係法令等を遵守しなければならない。

- (1) 環境基本法
- (2) 循環型社会形成推進基本法
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (4) 容器包装リサイクル法、その他リサイクルに関する法律
- (5) ダイオキシン類対策特別措置法
- (6) 大気汚染防止法
- (7) 水質汚濁防止法
- (8) 騒音規制法
- (9) 振動規制法
- (10) 悪臭防止法
- (11) 都市計画法
- (12) 建築基準法
- (13) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律、同施行令
- (14) 埼玉県及び構成市による関係条例等
- (15) 上記、各種法令に係る「施行令」及び「施行規則」
- (16) その他、関連する諸法令、関係通知及び諸基準

12. 疑義の解釈

本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合には、受注者は本組合と十分な打合せ又は協議を行って、業務の遂行に支障のないように努めなければならない。ただし、業務遂行上必要と認められる軽微な事項については、受注者の費用及び責任において実施するものとする。

1 3. 業務の完了及び引渡し

受注者は、各年度末及び業務完了後所定の手続きを経て、本組合の検査を受けるものとする。本業務は、本組合の合格検査をもって完了とするが、納入品、成果品に記入漏れ、不備又は誤りが発見された場合、受注者は責任をもって速やかに訂正のうえ納品するものとする。

1 4. 業務管理

- (1) 受注者は、本業務の円滑な進捗を図るため、十分な経験を有する技術者を配置するものとする。
- (2) 管理技術者及び照査技術者は、過去10年間（平成19年4月～平成29年3月）に、国又は地方公共団体が発注する一般廃棄物（ごみ）焼却施設を対象としたDBO方式による事業者選定アドバイザー業務に従事した経験を有していること。
- (3) 管理技術者は、技術士（衛生工学部門の廃棄物管理、廃棄物管理計画又は廃棄物処理）の資格を有し、業務の全般にわたり包括的管理が可能であること。
- (4) 照査技術者は、技術士（衛生工学部門の廃棄物管理、廃棄物管理計画又は廃棄物処理）の資格を有し、業務の全般にわたり技術的取りまとめが可能であること。
- (5) 上記管理技術者及び照査技術者は、兼任しないこと。
- (6) 技術者として構造設計一級建築士または設備設計一級建築士を配置すること。
- (7) 3ヶ月間以前より直接的かつ恒常的な雇用関係にある者を技術者として配置すること。

1 5. その他

- (1) 本仕様書は、本業務の概要を示すものである。そのため本仕様書に明記なき事項であっても、業務遂行上必要と認めるものについては両者協議のうえ実施する。
- (2) 本組合が必要と認めたときは、本業務の変更若しくは停止を命ずることができる。この場合は、両者協議のうえ、契約金額、納期等を変更できるものとする。
- (3) 受注者は、この業務の履行に当たり、発注者又は第三者に損害を及ぼした場合は、発注者の責任に起因する事由による場合を除いて、その損害賠償の責を負わなければならない。

第2章 委託業務の内容

1. 余熱利用施設整備方針の検討業務

(1) 基本条件の整理

本施設的前提となる下記の条件を整理する。

1) 建設予定地の立地条件

- ① 位置及び面積、建設エリア
- ② 地形・地質
- ③ 周辺道路状況
- ④ ユーティリティ状況（電気、上水道等）

2) 施設整備に係る地域条件

- ① 社会条件（構成市人口及び世帯数等）
- ② 法規制・条例条件
- ③ 地域意向
- ④ その他

(2) 余熱利用条件の設定

本組合で策定した「鴻巣行田北本環境資源組合施設整備基本計画」の内容を受けて、以下の条件を設定する。

- 1) 熱回収施設から受ける余熱利用方法
- 2) 熱回収施設から受ける余熱量

(3) 施設に係る基本方針の設定

本施設の整備・運営に当たっての基本方針を設定する。

(4) 施設整備内容の検討

本施設で整備する内容を検討する。

- 1) 施設機能の設定（プール、温浴施設、ジム等）
- 2) 各機能における計画諸元の設定
- 3) 主要設備・建築コンセプトの検討
- 4) 事業スケジュールの検討

(5) 事例の整理

- 1) 類似事例の整理

全国及び県内における余熱利用施設についての類似事例を調査し、取りまとめる。なお、各自治体に対しヒアリング調査を実施する場合には、本組合より依頼するものとするが、調査票等の必要な資料を作成すること。

- ① 発注形態（設計、施工、運営・維持管理）
- ② 建設費及び維持管理費
- ③ 施設利用状況等

2) 周辺類似施設の整理

施設機能の設定を踏まえ、同様の機能をもつ余熱利用施設以外の施設について、構成市内に設置されている施設を整理する。

- ① 施設概要
- ② 維持管理費
- ③ 施設利用状況等

(6) 事業収支の検討

上記の検討を踏まえ、施設整備費及び維持管理・運営費を算出するとともに、概略の収益計画を作成し、事業収支及び事業スケジュールの検討を行う。

(7) 発注方法の検討

施設整備において想定される事業手法を抽出するとともに、メリット・デメリットを整理する。なお、事業手法の検討においては、VFMの確認を行うとともに、民間事業者等の参入意向把握と参入条件等を整理する。

- 1) 性能発注、又は図面発注の検討
- 2) 設計、建設、運営における一括発注、又は分離発注の検討
- 3) ごみ処理施設の発注との一括発注、又は分離発注の検討

(8) パブリックコメントに関する支援

本施設整備方針についてのパブリックコメント実施に係る支援を行う。なお、必要な資料の作成についての詳細は、組合と協議の上、決定する。

(9) 報告書の作成

本施設整備方針検討の結果を報告書として取りまとめる。

2. 事業者選定アドバイザー業務

(1) 事業者募集・選定方法の検討

ごみ処理施設等の整備及び運営・維持管理事業を実施する事業者を選定するために、その募集・選定方法及び事業者募集スケジュールについて検討する。なお、事業スキームの検討に当たっては、平成28年度に実施の「鴻巣行田北本環境資源組合施設整備基本計画等策定業務及びPFI等導入可能性調査」結果を反映させること。

- 1) 事業スキームの検討
- 2) 事業者募集・選定方法の検討
- 3) 事業者選定委員会の検討
- 4) 事業者募集スケジュールの作成

(2) 実施方針の作成及び公表の支援

実施方針の作成等に関し、以下の支援を行う。

- 1) 実施方針（案）の作成
- 2) 実施方針（案）に対する事業者からの質問に対する回答書の作成
- 3) 事業者からの意見聴取及び実施方針等の検討
- 4) 実施方針の公表資料作成

(3) 特定事業の選定及び公表の支援

実施方針に基づくVFMの算定結果（定量的評価）に定性的評価を加えて、特定事業の選定書の作成・公表支援を行う。

- 1) DBO方式の導入に対する評価
- 2) 特定事業の選定書（公募書類）の作成

(4) 予定価格設定に係る支援

新たなごみ処理施設の整備及び運営事業に係る予定価格の根拠資料を整理する。

- 1) 事業者への見積依頼
- 2) 長期債務負担行為議決資料作成の支援
- 3) 予定価格の設定

(5) 事業者募集書類の作成

1) 入札説明書の作成

事業スキーム、事業者募集・選定方法の検討結果を踏まえ、事業者募集に必要な入札説明書を作成する。

① 募集条件の検討

- ② リスク分担の検討
- ③ 支払い方法の検討
- ④ 事業破綻時処理の検討
- ⑤ 契約内容・方法の検討
- ⑥ 債務負担議決資料の検討
- ⑦ 入札説明書（公募書類）の検討

2) 要求水準書の作成

本組合で整備するごみ処理施設等の整備及び運営・維持管理に関する要件等について検討し、事業者募集に必要な要求水準書を作成する。

- ① 基本条件の検討
- ② 施設の整備に関する要件の検討
- ③ 施設の運営に関する要件の検討
- ④ 要求水準書（公募書類）の作成

3) 落札者決定基準書の作成

事業者募集・選定方法の検討結果を踏まえ、事業者提案書の審査方法及び評価方法について検討し、事業者募集に必要な落札者決定基準書を作成する。

- ① 基礎審査方法の検討
- ② 定量化審査方法の検討
- ③ 総合評価方法の検討
- ④ 落札者決定基準書（公募書類）の作成

4) 様式集の作成

応募書類に必要な様式集を作成する。

5) 応募書類の提出要領書の作成

応募書類に必要な提出要領書を作成する。

6) 事業契約書（案）の作成

入札説明書、要求水準書、落札者決定基準書等に係る検討結果を踏まえた上で、事業者募集に必要な契約書（案）を作成する。

(6) 事業者募集・評価・選定及び公表に係る支援

事業者募集・評価・選定及び公表に必要な以下の支援を行う。

- 1) 事業者募集書類に関する事業者からの質問に対する回答書（案）の作成

- 2) 応募事業者の資格審査
- 3) 応募事業者のヒアリング
- 4) 審査講評案の作成

(7) 事業契約締結に係る支援

選定された事業者と本組合の間で事業契約書を締結する際に必要となる下記の支援を行うものとする。

- 1) 基本契約締結支援
- 2) 交渉方針の明確化
- 3) S P C 設立内容の確認
- 4) 事業契約交渉への立ち会い

(8) 協議資料等の作成

本組合により内容・期日について別途指示する以下の協議資料を作成する。

- 1) 費用対効果分析書
- 2) 都市計画決定・農振除外協議資料

(9) 業務報告書のとりまとめ

本業務の報告書をとりまとめる。

3. 事業者選定委員会の運営支援業務

本業務の実施に当たっては、本組合において鴻巣行田北本環境資源組合新ごみ処理施設事業者選定委員会（以下「事業者選定委員会」という。）を7回程度開催し、建設・運営事業者の募集・選定方法の検討、特定事業の選定、落札者決定基準の検討を行い、落札事業者の選定などを行う予定である。

そのため、事業者選定委員会の円滑な運営を図ることを目的とし、必要となる技術的かつ専門的な内容についての資料作成、情報提供を行うとともに、事業者選定委員会に出席し、必要に応じ説明及び質問回答を行うものとする。なお、事業者選定委員に対する謝金等は本委託業務費には含まないものとする。

(1) 事業者選定委員会会議資料の作成

受注者は、事業者選定委員会において必要となる会議資料の作成を行うものとする。なお、資料作成に当たっては、本組合と事前に十分な打合せを行うものとする。

(2) 事業者選定委員会への出席

事業者選定委員会に出席し、必要に応じて会議資料の説明及び質問回答を行うものとする。

(3) 事業者選定委員会会議録の作成

受注者は、事業者選定委員会の全文議事録を作成するものとする。

4. その他の支援

(1) ホームページ作成の支援

本組合ホームページについて、事業の実施手続に係る情報等の公開に必要な電子データの作成支援を行うこと。

(2) 法務的業務の支援

業務の遂行に当たり、法務的業務の支援には、必要に応じて弁護士による対応を行うこと。

(3) 循環型社会形成推進地域計画の変更等に係る支援

本業務の内容を踏まえ、本組合が平成 27 年 12 月に策定（平成 28 年 12 月変更）した「鴻巣行田北本環境資源組合循環型社会形成推進地域計画」の見直し・変更案の作成支援を必要に応じて行うこと。

第3章 成果品

受注者は、業務の完了に際し、次の成果品を提出するものとする。

なお、成果品の作成、編集方法等については、あらかじめ発注者と協議の上、作成するものとする。

また、本業務を進めるに当たって、作成した資料、参考とした資料、議事録等については、整理し、提出するものとする。

- (1) 余熱利用施設整備方針検討業務報告書（A4版製本）・・・・・・10部
- (2) 業務報告書（A4版，くるみ製本）・・・・・・10部
- (3) 中間報告書（各事業年度ごと，A4版製本）・・・・・・2部
- (4) 循環型社会形成推進地域計画（変更版）※作成した場合・・・・・・1式
- (5) 費用対効果分析結果報告書（CD-ROM等）・・・・・・1式
- (6) 検討資料及び参考資料・・・・・・1部
- (7) 上記報告書及び原稿の電子データ（CD-ROM等）・・・・・・1式
- (8) 議事録・・・・・・1式

－ 以上 －